

法人名 医療法人光陽会
所在地 福岡市西区徳永北18番5号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 1,405,611 千円
2. 負 債 額 841,555 千円
3. 純 資 産 額 564,056 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	490,877
B 固 定 資 産	914,734
C 資 産 合 計 (A+B)	1,405,611
D 負 債 合 計	841,555
E 純 資 産 (C-D)	564,056

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人光陽会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区徳永北18番5号

貸 借 対 照 表

(病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する経過措置型医療法人)

(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	490,877	I 流 動 負 債	87,309
現金及び預金	348,452	支払手形	0
事業未収金	136,470	買掛金	6,029
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	4,124	未払金	56,327
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	319	納税充当金	141
その他の流動資産	1,512	未払消費税等	648
II 固 定 資 産	914,734	前受金	46
1 有 形 固 定 資 産	881,377	預り金	1,618
建物	641,144	前受収益	0
構築物	13,103	その他の流動負債	22,500
医療用器械備品	916	II 固 定 負 債	754,246
その他の器械備品	17,685	医療機関債	0
車両及び船舶	714	長期借入金	754,246
土地	206,466	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	その他の固定負債	0
その他の有形固定資産	1,349		
2 無 形 固 定 資 産	4,106	負債合計	841,555
借地権	2,023	純資産の部	
ソフトウェア	711	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,372	I 出 資 金	5,000
3 その他の資産	29,251	II 積 立 金	559,056
有価証券	0	代替基金	0
長期貸付金	4,412	繰越利益積立金	559,056
保有医療機関債	0	III 評価・換算差額等	0
その他長期貸付金	4,412	その他有価証券評価差額金	0
役職員等長期貸付金	0	繰延ヘッジ損益	0
長期前払費用	0		
繰延税金資産	0	純資産合計	564,056
その他の固定資産	24,839	負債・純資産合計	1,405,611
資産合計	1,405,611		

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人光陽会
所在地 福岡市西区徳永北18番5号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		863,741
2 事業費用		
(1) 事業費	870,064	
(2) 本部費	0	870,064
本来業務事業損失		6,323
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		25,795
2 事業費用		19,720
附帯業務事業利益		6,075
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		248
II 事業外収益		
受取利息	3	
その他の事業外収益	41,810	41,813
III 事業外費用		
支払利息	3,679	
その他の事業外費用	1,509	5,188
経常利益		36,377
IV 特別利益		
固定資産売却益	496	
その他の特別利益	0	496
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	96,470	96,470
税引前当期純損失		59,597
法人税・住民税及び事業税	0	
法人税等調整額	141	141
当期純損失		59,738

- (注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

事業報告書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人光陽会
--------	---------

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地	福岡市西区徳永北18番5号
-------------	---------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	昭和 43 年 3 月 16 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	昭和 43 年 3 月 28 日
-------------	------------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	省略	
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評議員		
同		

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
病 院	伊都の丘病院	401 1119320	福岡県福岡市西区徳永北18番7号	一般病床 床
				療養病床 床
				[医療保険 床]
				[介護保険 床]
				精神病床 148 床
				感染症病床 床
				結核病床 床

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションゆとり	福岡県福岡市西区徳永北18番5号	

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和	5年	5月	29日	令和4年度決算の決定
		"		理事、監事の選任、辞任の承認
		"		理事報酬月額の改定
		"		理事報酬賞与支給の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

なし

法人名 医療法人光陽会
所在地 福岡市西区徳永北18番5号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 光 陽 会

理事長 前 田 世 絵 良 殿

私は、医療法人光陽会の令和5年会計年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月 29日

医療法人 光 陽 会

監事 平 島 桜

